

「横須賀市火災予防条例」

(核燃料物質等の貯蔵又は取扱いの届出)

第85条 核燃料物質、放射性同位元素、毒物その他消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で[消防長の指定するもの](#)を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

「消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質の指定について」

横須賀市火災予防条例（平成 28 年横須賀市条例第 52 号）第 85 条の規定に基づき、消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質を次のとおり指定します。

1 核燃料物質

原子力基本法（昭和 30 年法律第 186 号）第 3 条第 2 号に規定する物質で、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、当該右欄に掲げる数量を超えるもの

種	類	数 量
(1)	ウラン 235 のウラン 238 に対する比率が天然の混合率であるウラン及びその化合物	ウランの量 300 グラム
(2)	ウラン 235 のウラン 238 に対する比率が天然の混合率に達しないウラン及びその化合物	ウランの量 300 グラム
(3)	前 2 号の物質の 1 又は 2 以上を含む物質で原子炉において、燃料として使用できるもの	ウランの量 300 グラム
(4)	トリウム及びその化合物	トリウムの量 900 グラム
(5)	前号の物質の 1 又は 2 以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの	トリウムの量 900 グラム
(6)	ウラン 235 のウラン 238 に対する比率が天然の混合率をこえるウラン及びその化合物	すべてのもの
(7)	プルトニウム及びその化合物	すべてのもの
(8)	ウラン 233 及びその化合物	すべてのもの
(9)	前 3 号の物質の 1 又は 2 以上を含む物質	すべてのもの

2 放射性物質

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）第 2 条第 2 項に規定する放射性同位元素及び放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和 36 年厚生省令第 4 号）第 1 条第 1 号に規定する放射性医薬品で、放射線を放出する同位元素の数量及び濃度が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数量及び濃度を超えるもの

(1) 放射線を放出する同位元素で密封されたもの 放射線を放出する同位元素を密封した物 1 個（通常 1 組又は 1 式をもって使用をする物にあつては 1 組又は 1 式とする。）に含まれている放射線を放出する同位元素について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数量及び濃度

ア 放射線を放出する同位元素の種類が 1 種類の場合 放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成 12 年科学技術庁告示第 5 号。以下「数量告示」という。）別表第 1 の第 1 欄に掲げる種類に応じて、同表の第 2 欄に掲げる数量及び同表の第 3 欄に掲げる濃度

イ 放射線を放出する同位元素の種類が 2 種類以上の場合 数量告示別表第 1 の第 1 欄に掲げる種類ごとの放射線を放出する同位元素の数量のそれぞれ同表の第 2 欄に掲げる数量に対する割合の和が 1 となるようなそれらの数量及び同表の第 1 欄に掲げる種類ごとの放射線を放出する同位元素の濃度のそれぞれ同表の第 3 欄に掲げる

濃度に対する割合の和が1となるようなそれらの濃度

(2) 放射線を放出する同位元素で密封されていないもの 工場又は事業所に存する放射線を放出する同位元素の数量及び容器1個に入っている放射線を放出する同位元素の濃度について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数量及び濃度

ア 放射線を放出する同位元素の種類が1種類の場合 数量告示別表第1の第1欄に掲げる種類に応じて、同表の第2欄に掲げる数量及び同表の第3欄に掲げる濃度

イ 放射線を放出する同位元素の種類が2種類以上の場合 数量告示別表第1の第1欄に掲げる種類ごとの放射線を放出する同位元素の数量のそれぞれ同表の第2欄に掲げる数量に対する割合の和が1となるようなそれらの数量及び同表の第1欄に掲げる種類ごとの放射線を放出する同位元素の濃度のそれぞれ同表の第3欄に掲げる濃度に対する割合の和が1となるようなそれらの濃度 (平19消告示1・全改)

3 火薬類

火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条に規定する火薬類で、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、当該右欄に掲げる数量を超えるもの(数量が指定されていないもの)あつては、当該種類のもの)

種 類		数 量
火 薬		5キログラム
爆 薬		
火	工業雷管及び電気雷管	
	信管及び火管	
	導爆線	
	鉱さい破砕器及び爆発せん孔器	
	爆発びょう	
	油井用火工品	
	鉄道車両用、車両用、船舶用及び航空機用火工品	
工 品	導火線	100メートル
	電気導火線	500個
	銃用雷管	2,000個
	実包及び空包(建設用びょう打ち銃用空包を除く。)	800個
	薬液注入用薬包	200個
	建設用びょう打ち銃用空包	2,000個
	コンクリート破砕器	1,000個
	ロープ発射用ロケット	10個
	信号雷管	25個
	信号焰管及び信号火せん	5キログラム
煙火(がん具煙火を除く。)	5キログラム	
がん具煙火(クラッカーボールを除く。)	25キログラム	
がん具煙火に該当するクラッカーボール	5キログラム	
その他の加工品(火薬を装てんしていない銃用雷管付薬きょうを除く。)	5キログラム	

4 毒物及び劇物

毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する毒物及び劇物（危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 1 条の 10 第 1 項第 5 号及び第 6 号に規定するものを除く。）で、次に掲げる数量以上のもの

(1) 毒物については、30 キログラム

解説

毒物及び劇物取締法別表第 1、毒物及び劇物指定令第 1 条に毒物の品名一覧が記載されています。

(2) 劇物については、200 キログラム

解説

毒物及び劇物取締法別表第 2、毒物及び劇物指定令第 2 条に劇物の品名一覧が記載されています。

5 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 2 条に規定する高圧ガスで、次の表の左欄に掲げる種類に応じ当該右欄に掲げる数量以上のもの（液化ガス又は液化ガス及び圧縮ガスであるときは、液化ガス 10 キログラムをもって容積 1 立方メートルとみなす。）

種 類	数 量
メタン、エタン、プロパン、ブタン、アセチレン、エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、塩化ビニールモノマー油ガス、石炭ガス、水素、水性ガス、メチルエーテル等の可燃性ガス	30 立方メートル
窒素又は炭酸ガス（これらのうち消火設備に使用されている消火薬剤を除く。）酸素 亜酸化窒素 クロジフルオルメタン アルゴン 6フッ化硫黄	50 立方メートル

6 有毒ガス

次に掲げるガスで、温度零度、ゲージ圧力零パスカルの状態に換算して 2 立方メートル以上のもの

セレン化水素 硫化水素 アンチモン化水素 亜硝酸メチル 亜硝酸エチル メチル
フォスフィン ジシアン 青酸ガス オゾン 二酸化塩素 亜硫酸ガス 一酸化炭素
トリメチルアミン 酸化エチレン